

# 経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和元年5月22日(水)  
午前10時  
場所 第2委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する  
条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 2 新産業団地基本設計の概要と団地名称について
- 3 誘致認定について
- 4 鯨体処理場開設に係る同意書の提出について
- 5 八戸市自動車乗車運賃等条例の一部改正（案）の概要について

# 経済常任委員会 理事者名簿

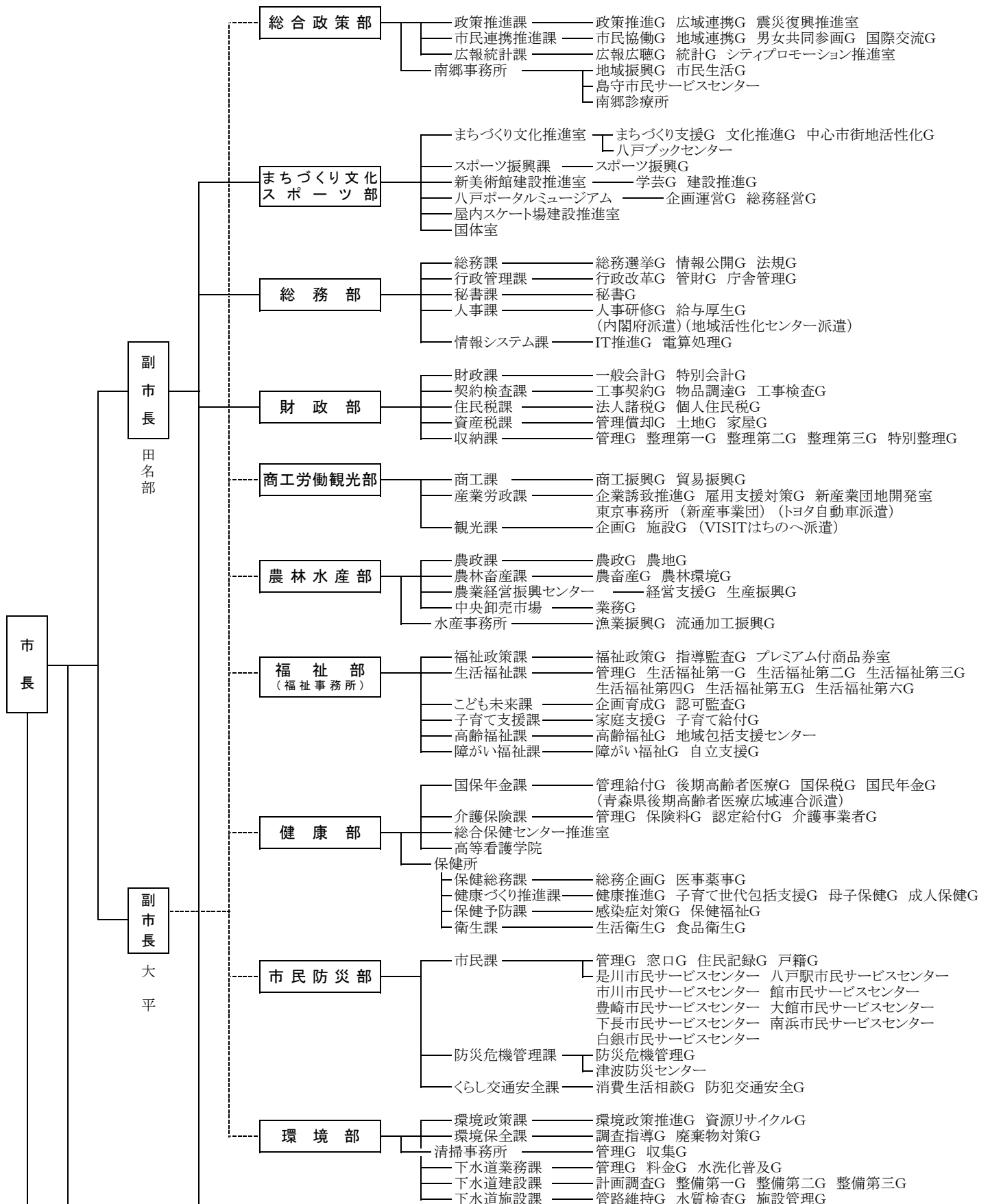
(平成31年4月1日現在)

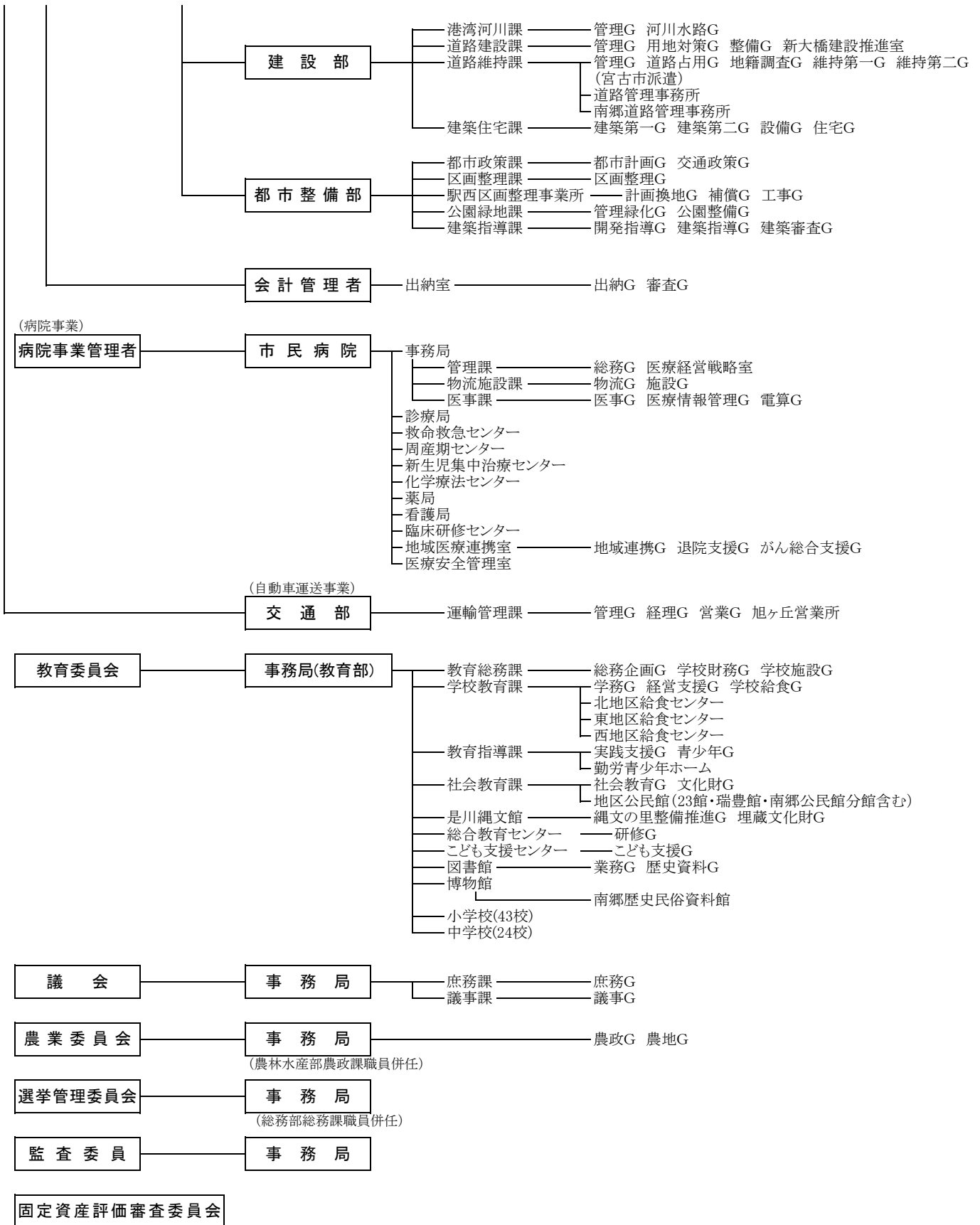
部	職 名	氏 名	フリガナ
商 工 労 働 観 光 部	商工労働観光部長	磯嶋 美徳	イソジマ ヨシノリ
	次長兼産業労政課長	久保 朝生	クボ アサオ
	商工課長	佐々木 真	ササキ タダシ
	商工課参事	布施 成章	フセ ナリアキ
	○ 観光課長	安原 清友	ヤスハラ キヨトモ
農 林 水 産 部	農林水産部長	出河 守康	デガワ モリヤス
	次長兼農政課長 (農業委員会事務局長)	上村 智貞	ウエムラ トシサダ
	中央卸売市場長	野沢 義詔	ノザワ ヨシアキ
	水産事務所長	茨島 隆	バラジマ タカシ
	農林畜産課長	金田 春美	カネタ ハルミ
	○ 農林畜産課参事 (農林環境グループリーダー事務取扱)	田邊 肇	タナベ ハジメ
	農業経営振興センター所長 (経営支援グループリーダー事務取扱)	石丸 隆典	イシマル タカノリ
	○ 中央卸売市場次長 (業務グループリーダー事務取扱)	久保 伝	クボ ツトウ
	水産事務所副所長 (流通加工振興グループリーダー事務取扱)	間 英昭	アイダ ヒデアキ
交 通 部	○ 交通部長	佐藤 浩志	サトウ ヒロシ
	次長兼運輸管理課長	小橋 和志	コバシ カズシ

※○印が人事異動（配置換・昇任等）のあった職員

# 八戸市行政組織機構図

平成31年4月1日





## 八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

### 1. 理由

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年4月27日法律第29号）の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するもの

### 2. 改正の内容

#### (1) 概要

八戸市復興産業集積区域における固定資産税の特別措置に関する条例において引用している同法の条項ずれを改めるもの（第2条）

#### (2) 施行期日

公布日

### 3. 処分予定時期

令和元年5月下旬

## 新産業団地基本設計の概要と団地名称について

### 1. 基本設計の目的

基本計画に基づき、現況測量の結果を反映した土地利用計画を作成し、分譲地、道路、公園、緑地、調整池等の検討、年次計画、概算工事費の算出等を行うもの。

### 2. 土地利用計画

種別		H30 基本設計	(参考)H29 基本計画
土地 利用	分譲地	24.25ha	20.90ha
	道路	13.19ha	10.31ha
	公園	2.99ha	9.14ha
	緑地	6.02ha	6.60ha
	調整池	2.47ha	1.95ha
	計	48.92ha	48.90ha
造成計画高		標高 56m～77m	標高 65m～75m

### 3. 分譲地計画

区画面積	新産業団地	(参考)八戸インター工業団地
1ha 超	4 区画(16%) ※1ha～2ha	19 区画(26%) ※1～14ha
0.5～1ha 程度	17 区画(65%)	23 区画(32%)
0.5ha 程度	5 区画(19%)	30 区画(42%)
計	26 区画(100%)	72 区画(100%)

### 4. 道路計画

区分	車道	歩道	路肩	全幅員	備考
幹線	3.0m×2	2.0m×2	1.0m×2	12.0m	一部片側歩道
区画道路 (一般部)	2.75m×2	—	0.75m×2	7.0m	歩道なし
区画道路 (公園連絡部)	2.75m×2	2.0m×1	0.75m×2	9.0m	片側歩道

## 5. 公園・緑地計画

名称(仮)		面積	備考
公園	1号公園	2.44ha	平地 0.72ha(広場 0.4ha)、傾斜地 1.72ha
	2号公園	0.55ha	平地 0.55ha(広場 0.3ha)
緑地		6.02ha	園路設置

## 6. 調整池計画

区分		備考
総貯水容量	125,000 m <sup>3</sup>	開発地の地形を利用したダム形状とし、発生土を利用して施工
堤高	11m	
面積	23,400 m <sup>2</sup>	堤体天端の面積

※今後、地質調査の結果により詳細な設計を行う。

## 7. 年次計画

年度	業務内容
2019年度(令和元年度)	実施設計、用地買収、法規制協議
2020年度(令和2年度)	用地買収、工事(幹線道路、調整池等)
2021年度(令和3年度)	工事(南側区域)
2022年度(令和4年度)	工事(北側区域)
2023年度(令和5年度)	分譲開始

※現時点での最短のスケジュールであり、今後の検討結果等によっては変更の可能性はある。

## 8. 概算事業費

(単位：千円)

区分	H30 基本設計	(参考)H29 基本計画
団地造成費	5,337,000	5,426,000
道路・公園・調整池等整備費	2,121,000	2,964,000
調査設計費等	706,000	543,000
総事業費	8,164,000	8,933,000

※実施設計で、より詳細な事業費を算出する。

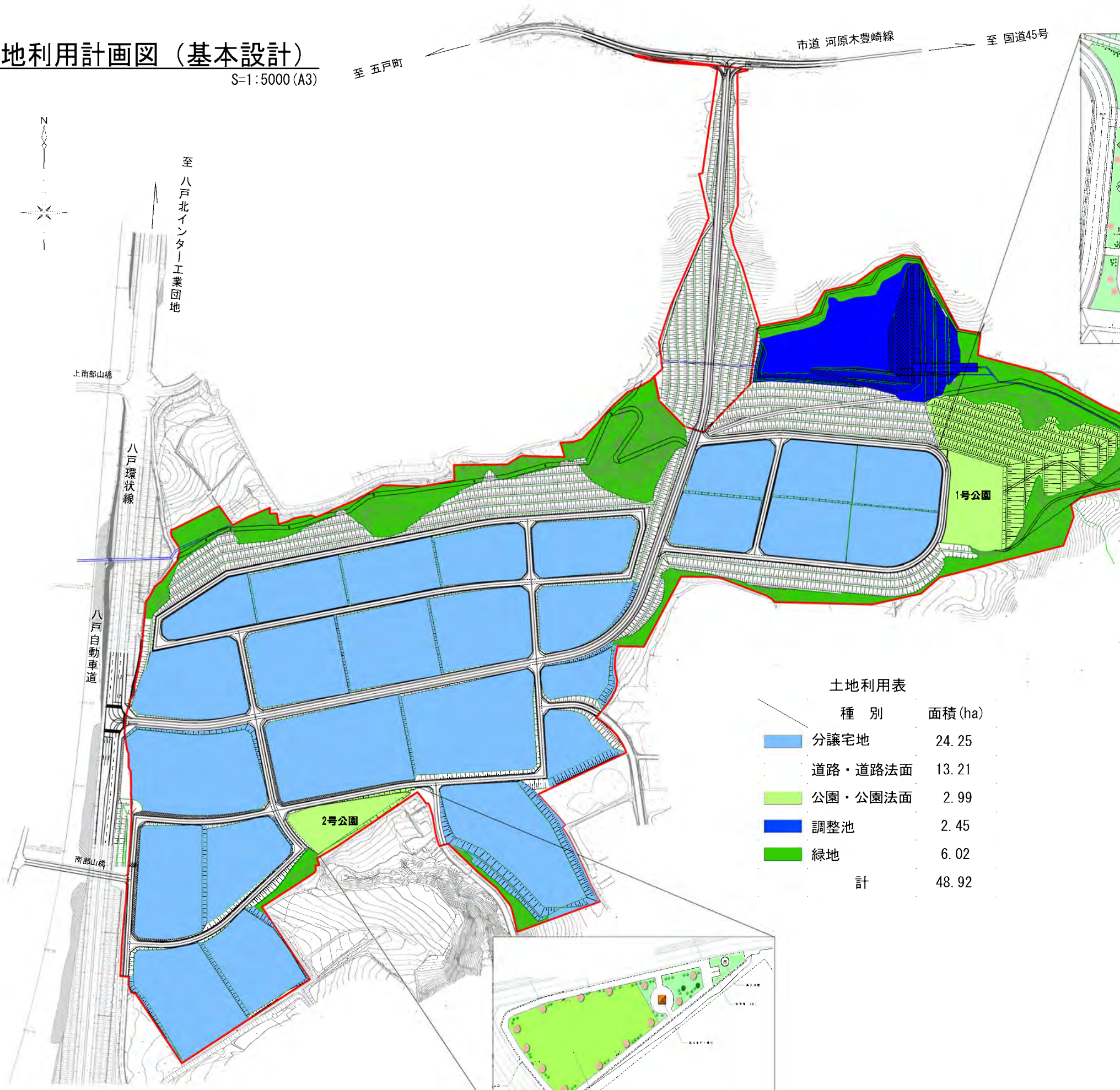
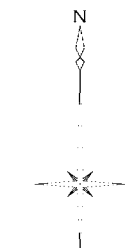
## 9. 新産業団地の名称

八戸北インターチェンジへのアクセスの良さ、既存八戸北インター工業団地との近接性を踏まえ「八戸北インター第2工業団地」とする。



# 土地利用計画図 (基本設計)

S=1:5000 (A3)



- 凡例
- | 記号              | 名称                     |
|-----------------|------------------------|
| [Red line]      | 事業区域                   |
| [Light blue]    | 分譲宅地                   |
| [Light green]   | 公園                     |
| [Blue]          | 調整池                    |
| [Green]         | 緑地                     |
| [White]         | W=12.0m, 10.0m (アクセス部) |
| [White]         | W= 9.0m                |
| [White]         | W= 7.0m                |
| [White]         | W= 4.0m (管理道路)         |
| [White]         | W= 2.5m~5.0m (園路)      |
| [Green hatched] | 公園法面: 張芝               |
| [Blue hatched]  | 道路法面: 張芝               |
| [Blue hatched]  | 宅地法面: 張芝               |
| [Blue line]     | 水路                     |
| [ ]             | 備考                     |

土地利用表

種別	面積 (ha)
分譲宅地	24.25
道路・道路法面	13.21
公園・公園法面	2.99
調整池	2.45
緑地	6.02
計	48.92

## 位置図





## 誘致認定について

平成31年4月23日付けで、株式会社LEAPと事業所開設に係る基本協定を締結し、誘致企業に認定しました。

### 1 会社の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 名 称     | 株式会社LEAP   |
| (2) 本社所在地   | 東京都新宿区新宿一丁目23番1号 新宿マルネビル2階                             |
| (3) 代 表 者   | 代表取締役 松山 純輝（八戸市出身）                                     |
| (4) 設立年月日   | 平成29年12月1日   |
| (5) 資 本 金   | 600万円  |
| (6) 従 業 員 数 | 20名（平成31年4月末現在）  |
| (7) 事 業 内 容 | 人材マッチング支援事業<br>・ 求人企業に対する採用戦略立案<br>・ 求職者に対する就業支援サービス提供 |

### 2 立地の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 事業所名    | 株式会社LEAP 八戸事業所   |
| (2) 所 在 地   | 八戸市江陽五丁目15番12号   |
| (3) 開設年月日   | 令和元年5月13日  |
| (4) 従 業 員 数 | 5名（予定）   |
| (5) 事 業 内 容 | 就職活動に係る情報提供サービス業務<br>（就職活動者向けポータルサイト「smart就活」に掲載する記事の作成、編集等） |

## 鯨体処理場開設に係る同意書の提出について

### 1 経緯

- 国は、昨年12月に国際捕鯨委員会に対して同委員会からの脱退を通告し、本年7月から約30年振りに排他的経済水域内での商業捕鯨が再開されることとなった。
- 八戸沖では、平成29年度から「新 北西太平洋 鯨類科学調査」において太平洋沿岸域を幅広く調査することを目的として、北海道釧路沖と石巻市鮎川沖に加えて調査が行われてきたが、本年の6月を持って鯨類科学調査は終了し、商業捕鯨に移行する。
- 今回、商業捕鯨に移行するにあたり、鯨体処理場の開設に係る地方自治体の同意が必要となっており、事業実施主体となる民間の捕鯨会社から市に対して同意の依頼があったものである。

### 2 対応状況

- 同意に当たり、水産関係機関などに説明と意見聴取を実施したところ、関係機関からは反対意見はなく了承を得た。
- 主な説明内容は下記のとおりである。
  1. 処理場は「八戸市大字白銀町字昭和町地内（鯨類科学調査の鯨体調査所と同じ）」に設置する。
  2. 処理場の開設および運営にあたっては、関係法令の他、青森県や八戸市の定めた条例、規則等を遵守するものとする。特に鯨体の運搬、処理に関しては鯨の血や油を含む汚水の具体的な処理ならびに異臭対策などについては、捕鯨会社が責任を持って行う。
  3. 当該処理場に関連した問題などが生じた場合には、市と捕鯨会社が協議の上、捕鯨会社が責任を持って問題の解決にあたる。
  4. 上記内容以外の事項について疑義が生じたときは、市および捕鯨会社が協議の上、解決するものとする。

## 八戸市自動車乗車運賃等条例の一部改正（案）の概要について

### 1 改正の理由

片道普通旅客運賃の最低額の改定をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

### 2 改正の内容

区分	改定後	改定前
片道普通旅客運賃の最低額	170円 (小児90円)	150円 (小児80円)

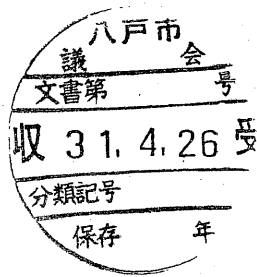
〈市内路線バス上限運賃〉

初乗り運賃 170円、50円刻み、上限 320円

新運賃	170円	220円	270円	320円
旧運賃	150円	200円	250円	300円

### 3 施行期日

令和元年10月1日



31 八戸協議会第 7 号  
平成 31 年 4 月 26 日

八戸市議会  
議長 五戸 定博 様

八戸市農業再生協議会  
会長 赤坂 力雄



### 八戸市農業再生協議会会員の推薦依頼について

時下、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
また日頃より、当協議会の運営に対しまして、特段の御指導、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、当協議会では平成 16 年度より米の需給調整に取り組んでいるところでありますが、先般、貴議会からの会員である藤川優里氏から当協議会会員の辞任届が提出されたことから、次により後任の会員を御推薦下さるようお願い申し上げます。

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 推薦会員の人数 | 1 名  |
| 2 根拠法令等   | 八戸市農業再生協議会規約<br>別添のとおり                                 |
| 3 回答期限    | 平成 31 年 5 月 31 日 (金)                                   |
| 4 その他     | 有識者としての会員のため、推薦にあたっては利害関係を避ける観点から、農業者以外の方の推薦を希望するものです。 |

八戸市農業再生協議会事務局  
八戸市内丸一丁目 1 番 1 号  
(八戸市 農林水産部 農林畜産課内)  
担当：幸田・高橋  
電話：43-9254(直通) (内線 4051)

# 常任委員会の所管事項について

## 1 総務常任委員会

- (1) 総合政策部（他の常任委員会の所管に関する事項を除く。）、まちづくり文化スポーツ部、総務部、財政部、議会、選挙管理委員会、監査委員及び出納室の所管に関する事項
- (2) 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 他の常任委員会の所管に属しない事項

## 2 経済常任委員会

- (1) 商工労働観光部及び農林水産部の所管に関する事項
- (2) 交通部の所管に関する事項
- (3) 農業委員会の所管に関する事項

## 3 民生常任委員会

- (1) 福祉部、健康部及び市民防災部の所管に関する事項
- (2) 市民病院の所管に関する事項
- (3) 消防に関する事項

## 4 建設常任委員会

- ・ 環境部、建設部及び都市整備部の所管に関する事項